平成２３年（フ）第５７８号
静岡県磐田市福田761番地３
債務者　長内　聖輝
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８５０１号
大阪市西区南堀江４―19―９―303、住民票上の住所大阪府八尾市安中町１丁目４番17号
債務者　永尾　和子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６０７号
大阪府門真市宮野町３番11―501号
債務者　原田　章路
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６０９号
大阪府寝屋川市成美町18番14号
債務者　橋口　利江
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０号
岡山市北区御津中泉1186番地
債務者　河田　　勉
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４６号
静岡県浜松市中区上島３丁目36番15号　太陽ハイツ101、前住所静岡県浜松市中区上島２丁目23番31号　リバティ上島102
債務者　鈴木登志恵（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８４１号
神奈川県藤沢市高倉1076番地の２　栄荘２Ｆ
債務者　須藤ホルヘこと　ストウ　チェング　ホルヘ　ルイス（ＳＵＴＯ　ＣＨＥＮＧ　ＪＯＲＧＥ　ＬＵＩＳ）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２７号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目25番31―205号
債務者　石井こずえ
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９３号
横浜市都筑区すみれが丘１番地15　パークサイドハイツ101
債務者　金子　達也
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２４６号
横浜市港南区上大岡東３丁目10番９号
債務者　立石　健治
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０４号
横浜市神奈川区六角橋１丁目15番21号　喜美荘101号
債務者　細田惠美子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１０号
横浜市南区日枝町３丁目84番地
債務者　保　　貴之
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１６号
横浜市青葉区田奈町１番地25　ノール・むらた208
債務者　中嶋　　博
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２８号
横浜市戸塚区平戸１丁目15番25―705号
債務者　松木　瑞恵
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３１号
横浜市都筑区荏田南３丁目19番５号
債務者　千田　清志
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部